

犬猫の譲渡促進等に係る総合推進費



【令和4年度要求額 45百万円（新規）】



犬猫の譲渡促進や、多様な活躍の場の創出、動物との関わり方に対する国民的な議論の推進を通じて、人と動物の共生する社会の実現を図ります。

1. 事業目的

- ① 改正動物愛護管理法の基準省令の施行に伴う犬猫の遺棄や殺処分等が起きないように譲渡促進を総合的に推進する
- ② 犬猫が社会において活躍する場を創出し、終生幸せに暮らせる社会をつくる
- ③ 犬猫を含む動物の取扱いについては、様々な価値観が混在し、社会的な対立もみられることから、人と動物の関わり方について共通の認識を持てる社会に変革していくための取組を進める

2. 事業内容

令和元年6月の改正動物愛護管理法の施行（罰則の強化や犬猫の飼養管理基準の制定）に伴い、犬猫の適切な取扱いにかかる様々な課題が表出してきたおり、これらに対応するための国民共通の規範の醸成や、実際に課題を解決することへの社会の要請にこたえていくため、以下の事業を行う。

- ・ 犬猫の譲受けが当たり前になる社会の実現に向け、動物取扱業・自治体による犬猫の譲渡促進のための調査・検討、モデル事業の実施
- ・ 犬猫が社会において活躍する場を創出するための調査・検討、モデル事業の実施
- ・ 国民的な議論の推進（犬猫の品種のあり方や人と動物の関わり方（繁殖や個体への処置のあり方の検討）等を提起するシンポジウムや効果的な普及啓発・広報の実施、事業者団体や犬種団体、愛護団体、自治体等と連携した動物の適切な取扱いに資する事業の実施）

3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業
- 請負先 民間事業者・団体／非営利団体／大学／研究機関
- 実施期間 令和4年度～

4. 事業イメージ

人と動物の共生する社会の実現

国民的な議論の推進

シンポジウム開催、官民共同事業の実施、パンフレット作成 等



改正動物愛護管理法の施行に伴う課題の解決

犬猫の活躍の場の創出

- ・ 多様な活躍の場を創出する際の課題の確認
- ・ 課題を解決するためのモデル事業の実施

譲渡促進及び殺処分減少

- ・ 譲渡促進のモデル事業を業界団体と連携して実施
- ・ 自治体における譲渡促進の取組も同時に行うことで国民への普及を図る

お問合せ先： 環境省自然環境局総務課動物愛護管理室 電話：03-3581-3351（内線7417）